

基幹型臨床研修病院の新規指定について

1 概要

令和 2 年度から臨床研修病院の指定に係る権限が国から県へ移譲され、臨床研修病院の指定についてはあらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない、と医師法で定められたことから、指定の適否について御協議いただくもの。

2 新規指定の申請について

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 4 条に基づき、基幹型臨床研修病院の指定について下記県内 2 病院より申請があった。

医療法人社団誠馨会セコメディック病院	【所在地】 船橋市豊富町 6 9 6－1
国際医療福祉大学成田病院	【所在地】 成田市畑ヶ田 8 5 2

3 書類審査の結果について

臨床研修病院の指定基準に基づいて臨床研修審査専門員が審査した結果、指定基準について問題は無かった。また下記のとおり意見があった。

医療法人社団誠馨会 セコメディック病院	【主な意見】総合的なよい研修のできるプログラムと思われる。多彩で豊富な救急診療経験を積むことができることをプログラムの特色としているため、プログラムの中心としている救急部門の更なる充実が望まれる。
国際医療福祉大学 成田病院	【主な意見】先進的な医療センターや数多くの専門診療科があり、研修医にとって魅力的なプログラムである。課題は研修医がローテーションする全科での指導医の育成、また、多数の研修医を受け入れるため、症例数の増加が望まれる。

4 実地調査の結果について

書類審査後、臨床研修病院の指定基準に基づいて臨床研修審査専門員が実地調査を行った結果、指定基準について問題は無かった。また下記のとおり意見があった。

医療法人社団誠馨会セコメディック病院	【主な意見】救急対応、基本手技の経験と取得、画像診断を柱としたユニークなプログラムである。指導医と研修医の院内生活空間が交差しており人間関係の構築に好ましい環境である。
国際医療福祉大学成田病院	【主な意見】各診療科間の風通しの悪さ、プライマリ・ケア、地域医療研修に弱点を持つ大学病院特有の特徴を持ったプログラムのように感じる。特色がないため、国際的な研修内容を用意するなど、何かアピールポイントが必要である。

5 新規指定について（案）

上記の書類審査、実地調査の結果を踏まえ、2 病院とも基幹型臨床研修病院としての要件を満たしていると認められることから新規指定を行うこととする。